

品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）参画事業者（マッチング型ベビーシッター事業者）認定基準

制定 令和8年8月17日 子ども未来部長決定

品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るマッチング型ベビーシッター事業者の認定等に関する要綱（令和8年品川区要綱第196号。以下「認定要綱」という。）第4条第1項第2号の規定に基づき、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）（以下「本事業」という。）に参画する事業者（マッチング型ベビーシッター事業者）の認定基準について、必要な事項を定める。

1 用語の定義

この基準で使用する用語の定義は、認定要綱、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱（令和8年品川区要綱第195号。以下「交付要綱」という。）その他法令で使用する用語の例による。

2 マッチング型ベビーシッター事業者の認定要件

- (1) 法人登記を行っており、定款および法人登記の目的欄にベビーシッターのマッチングサイト等の運営に関する事項を定めていること。また、現状に即して定款および登記の変更を行っていること。
- (2) 運営するマッチングサイト等に登録するベビーシッターに関する賠償責任保険等へ加入し、その内容が次の事項をすべて満たしていること。
 - ア ベビーシッター提供に係る賠償補償保険
 - (ア) 対人賠償 1名1億円以上、1事故5億円以上
 - (イ) 対物賠償 1事故500万円以上
 - イ ベビーシッター提供対象児童に係る傷害保険
 - (ア) 死亡・後遺障害保険金額 1口100万円以上
 - (イ) 入院保険金日額 1口1,500円以上
 - (ウ) 通院保険金日額 1口1,000円以上
- (3) 国が定める「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合した運営を行っていること。
- (4) 保育者の突発的な疾病等の際にも、マッチング型ベビーシッター事業者またはベビーシッターを希望し、または利用する者（以下「利用者」という。）が速やかに保育者を広く募集し、またはマッチングすることができる機能を運営するマッチングサイト内に設けていること。
- (5) 利用者と保育者のマッチング状況が確認できるものを備えていること。
- (6) 保育者に保育内容についての記録（以下「保育記録」という。）を作成させていること。
- (7) 保育記録のほか、業務に関し必要な事項についての記録（業務記録）を保管していること。
- (8) 仲介した保育者が、交付要綱第6条に定める保育者であることの証明書を

発行できること。

- (9) 過去に子どもの預かりサービスまたは類似の保育サービスの提供において、重大な事故を起こした者を保育者として登録することを禁じていること。
- (10) 個人情報の保護に関する規定を定め、保育者に対しては教育指導の実施および関係書類・データの管理保管を徹底していること。
- (11) 東京都が認定するベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者でないこと。

付 則

この基準は、令和8年8月1日から適用する。